

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」骨子案について

〈市民意見募集〉

京都市では、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止し、生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的として、「京都市環境審議会（※）」及び同審議会の部会である「環境保全基準部会」における審議を踏まえ、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」を制定することを予定しています。

この度、同条例の骨子案を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

※ 市民、事業者、学識経験者等で構成される市長の諮問機関



エコちゃん

皆様からの御意見をお待ちしています！



パブコメくん

〈募集期間〉令和元年11月26日（火）～令和元年12月25日（水）【必着】

■ 応募方法

持参、郵送、FAX、電子メール又は以下の市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかによる方法で提出してください。（様式自由）

■ お問い合わせ・持参・送付先

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7F

（電話）075-366-1394 （FAX）075-221-6550

（電子メール）hic@city.kyoto.lg.jp

（市民意見募集ホームページ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kankyo/0000259873.html>



■ 御意見の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、個人に関する情報を除き、公開する場合があります。また、意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

令和元年11月



第1章 条例制定の趣旨

- 建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等について、本市はこれまで宅地造成等規制法等の既存法令に基づき対処してきました。
- しかしながら、大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の増大等に伴い土砂発生量の更なる増加が見込まれるため、不適正な土砂等の搬入の増加を警戒するとともに、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を未然に防ぐ対策が必要です。
- こうした状況の中、京都府においては、土地の不適正な埋立て等を抑止し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（※）」（以下「府条例」といいます。）の一部を改正し、不適正な土砂等の搬入等に対する「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化を図る見直しを行うこととされています。

※ 本市区域については、府条例の規定が適用されないこととされています。

- 本市においても、同様の措置を講じることが適切であり、そのためには、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する新たな条例の整備が必要です。また、条例の制定に当たっては、改正後の府条例との整合性を図り、府条例と同等の抑止力を備えることが望ましいと考えています。
- これらを踏まえ、建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を一層高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることが目的として「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」を制定しようとするものです。

第2章 条例のポイント

この条例では、汚染土砂の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、不適正な土砂等による埋立てを防止し、災害の発生を未然に防ぐため、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、大規模な土地の埋立て等について、事前に許可を要するなどのルールを定めます。また、不適正な土地の埋立て等が継続されることにより、災害が発生するおそれがある場合に、違反行為を即時中止させる仕組みも導入します。

1 汚染土砂等による土地の埋立て等を禁止

規模にかかわらず、ひ素、水銀等による汚染の状況の基準（埋立基準※）に適合しない土砂等を用いた土地の埋立て等を禁止します。

※ 土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準で、国が定める土壌の環境基準に準じて定めます。

違反する場合は・・・

- 埋立て等の停止命令，埋め立てた土砂等の除去命令等を行うとともに，その内容（氏名等を含む）を公表します。
- 罰則を適用します。

2 3,000m²以上の土地の埋立て等には，市長の許可が必要

3,000m²以上の土地の埋立て等を行う場合は，市長の事前許可を義務付けます。許可を受けるには許可基準に適合している必要があり，許可を受けた者は，土地の埋立て等を行うに当たり所定の義務を果たす必要があります。

無許可の場合や許可基準に違反する場合は・・・

- 埋立て等の停止命令，埋め立てた土砂等の除去命令等を行うとともに，その内容（氏名等を含む）を公表します。
- 罰則を適用します。

所定の義務を果たさない場合は・・・

罰則を適用します。

3 土砂等搬入禁止区域の指定

3,000m²以上の土地の埋立て等で，これを継続することで，災害が発生し，人の生命，身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合，埋立て等区域及びその周辺の区域を，「土砂等搬入禁止区域」に指定し，何人も同区域への土砂等の搬入を行ってはならないこととします。

違反して土砂等を搬入した場合は・・・

罰則を適用します。

第3章 条例の骨子案

1 条例の目的

不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止し、生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とします。

2 用語の定義

(1) 土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物を除く。）をいいます。

(2) 土地の埋立て等

土地の埋立て（周辺地盤より低い土地に土砂等を投入する行為）、盛土（周辺地盤面より高く土砂等を盛る行為）、その他土地への土砂等の堆積等をいいます。

(3) 不適正な埋立て等

生活環境の保全上の支障又は災害の発生するおそれがある土地の埋立て等をいいます。

3 関係者の責務等

土地の埋立て等に関係する者の責務等を規定します。

(1) 土地の埋立て等を行う者

土地の埋立て等を行うに当たっては、当該土地の埋立て等を安全に行うことができる土砂等の数量を把握するよう努めることとします。また、土地の埋立て等を行う区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該区域の周辺地域における生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならないこととします。

(2) 土砂等を発生させる者

土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合においては、当該土地の埋立て等を行う者により不適正な埋立て等が行われることのないよう努めることとします。

(3) 土砂等を運搬する事業を行う者

運搬する土砂等が、不適正な埋立て等に用いられることのないよう努めることとします。

(4) **土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」といいます。）**

所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう努めることとします。また、当該土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、不適正な埋立て等が是正されるよう必要な措置を講じなければならないこととします。

(5) **本市**

本市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等が行われないよう必要な施策を実施するものとします。

(6) **市民**

地域の生活環境の保全及び災害の防止に寄与するため、不適正な埋立て等が行われないよう配慮するとともに、本市が実施する土地の埋立て等に関する施策に協力するものとします。

4 埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止等

(1) **埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止**

規模にかかわらず、埋立基準（※）に適合しない土砂等を用いた土地の埋立て等を禁止します。

※ 土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準で、国が定める土壌の環境基準に準じて定めます。

(2) **埋立基準に適合しない土地の埋立て等に対する命令**

市長は、(1)に違反して、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が行われているおそれがあると認められる場合、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の停止等を命じることができることとします。

また、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が確認された場合は、土地の埋立て等を行う者及び不適正な埋立て等を助けた者等（※）に対し、当該土地の埋立て等に供された土砂等の除去等の必要な措置を採ることを命じることができることとします。

※ 不適正な埋立て等を行うことを要求した者、依頼した者、唆（そそのか）した者及び助けた者をいいます（以下同じ）。

5 土地の埋立て等の許可等

(1) **土地の埋立て等の許可**

3,000 m²以上の土地の埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けることを義務付けます。

また、3,000 m²未満であっても、隣接地等における土地の埋立て等を含めて3,000 m²以上となる場合は許可対象とします。

(2) 土地の埋立て等の許可の基準

(1)の許可の申請が、次のいずれにも適合していると認めるときに、土地の埋立て等を許可することとします。

ア 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。

イ 土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準（※）に適合していること。

ウ 土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画がこれに係る基準に適合していること（管理体制等）。

エ 申請者が京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

※ 土砂等の流出や崩壊といった災害を防止するために満たすべき基準で、宅地造成等規制法による技術的基準に準じて定めます。

(3) 住民への土地の埋立て等の計画の周知

(1)の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等の計画段階において、その計画内容を周辺住民に周知することとします。

(4) 変更の許可

(1)の許可を受けた者は、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、市長に許可を受けなければならないこととします（軽微な場合は変更届の提出）。

(5) 土地の埋立て等を行う際の義務等

(1)の許可を受けた者に対して、次のことを義務付けます。

項 目	義務の概要
ア 着手の届出	市長に対し、着手することを届け出
イ 展開検査	土地の埋立て等を行う前に土砂等の展開検査を実施し、市長に報告。この結果、土壌の汚染のおそれがある場合には、土地の埋立て等に供することを禁止
ウ 土壌調査	土地の埋立て等に着手して以降、3月ごとに土壌の埋立基準への適合の状況を調査し、市長に報告
エ 施工管理者の設置	計画に則した施工を図るため、施工管理者を設置
オ 標識の掲示	埋立て等区域等に、氏名又は名称その他の必要事項を記載した標識を掲示
カ 帳簿への記載	土砂等の数量等を帳簿に記載
キ 書類の備付け及び閲覧	カの帳簿のほか、許可の内容や施工の状況を示す書類を事務所へ備付け、求めに応じて閲覧させる。
ク 完了等の届出	土地の埋立て等の完了、廃止、休止又は休止した土地の埋立て等の再開について、その旨を市長に届け出

(6) 無許可の土地の埋立て等や許可に違反する土地の埋立て等に係る命令

市長は、次のことを命じることができることとします。

ア (1)の許可を受けた者が、無許可変更、不正な手段による許可取得又は許可条件違反に該当する場合は、期間を定めて当該土地の埋立て等の停止を命じることができる。

イ (1)の許可なく土地の埋立て等を行う者及び不適正な埋立て等を助けた者等に対して、当該土地の埋立て等の中止、当該土地の埋立て等に供された土砂等の除去等の必要な措置を採ることを命じることができる。

ウ (2)ア～ウの基準に適合しない土地の埋立て等が行われた場合に、(1)の許可を受けた者及び不適正な埋立て等を助けた者等に対して、当該土地の埋立て等に供された土砂等の除去等の必要な措置を採ることを命じることができる。

エ 生活環境の保全又は災害の防止のために緊急の必要がある場合には、(1)の許可を受けた者に対して、当該土地の埋立て等に供された土砂等の除去等の必要な措置を採ることを命じることができる。

対象者 事象	土地の埋立て等を行う者	不適正な埋立て等を助けた者等
ア 無許可変更、不正な手段による許可取得又は許可条件違反	・ 停止命令	—
イ 無許可の土地の埋立て等	・ 中止命令 ・ 除去等の必要な措置を採る命令	・ 中止命令 ・ 除去等の必要な措置を採る命令
ウ 許可基準に適合しない土地の埋立て等	・ 除去等の必要な措置を採る命令	・ 除去等の必要な措置を採る命令
エ 生活環境の保全又は災害の防止のために緊急の必要がある場合 (※)	・ 除去等の必要な措置を採る命令	—

※ エは、条例に違反する行為を前提としません。

(7) 許可の取消し

市長は、(1)の許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができることとします。

ア (2)の許可基準に適合しなくなったとき。

イ 変更の許可を受けずに土地の埋立て等を行ったとき。

ウ 不正な手段により許可を受けたとき。

エ 許可条件に違反したとき。

オ (6)の命令に違反したとき。

(8) 災害発生防止措置を求める勧告

市長は、一定規模以上（※）で、災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の埋立て等について、次の者に災害発生防止措置等を採用よう勧告することができることとします。

- ※ 500 m²以上となるもの又は高さ1 m以上の崖（勾配が30度を超える部分）を生じるもの
- ア 土地の埋立て等を行う者及び不適正な埋立て等を助けた者等
- イ 不適正な埋立て等が行われていることを知りながら必要な是正措置を講じていない土地所有者等

6 土砂等搬入禁止区域の指定

市長は、3,000m²以上の土地の埋立て等で、これを継続することで、災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等区域及びその周辺の区域を、「土砂等搬入禁止区域」に指定し、何人も同区域への土砂等の搬入を行ってはならないこととします。

7 報告の徴収及び立入検査

市長は、次の者に対し必要な事項について報告を求めることができることとします。また、市の職員に、土地の埋立て等に関係のある場所への立入り、物件の検査、検査のために必要な限度における土砂等を収去又は関係者への質問をさせることができることとします。

- (1) 土地の埋立て等を行う者
- (2) 土砂等を発生させる者
- (3) 土砂等を運搬する事業を行う者
- (4) 土砂等の発生又は土地の埋立て等に係る土地所有者等
- (5) その他土地の埋立て等の関係者

8 公表

市長は、次の場合にその内容（氏名等を含む。）を公表することとします。

- (1) 条例の規定に基づく命令【4(2)、5(6)】、許可の取消し【5(7)】又はこの条例に違反したことを理由とした市長による告発を行った場合
- (2) 災害発生防止措置を求める勧告【5(8)】を受けた者が勧告に従わない場合

9 手数料

土地の埋立て等の許可申請（新規・変更）においては、手数料を徴収することとします。

10 罰則

無許可行為，命令違反，土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入等の違反行為について罰則を規定します。

なお，罰則については，現実にその違反行為をした者のほか，法人にも罰金刑を科すこととします（いわゆる「両罰規定」）。

（参考） 現行の府条例における罰則

違反行為の種類	罰 則
無許可埋立て，無許可変更， 命令違反	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
報告拒否・虚偽報告， 立入検査拒否・妨害等	50万円以下の罰金
義務違反	30万円以下の罰金

11 施行期日及び経過措置

この条例は，市会の議決を経た後，周知期間を経て，令和2年6月1日から施行することを予定しています。

なお，施行の際に，既に土地の埋立て等を行っている者に対しては，経過措置を設けます。

<参考> 土地の埋立て等に関する者に対する条例の適用について（まとめ）

		面積等の要件	対象者				備考
			土地の埋立て等を行う者	不適正な埋立て等を助けた者等	土地所有者等	土砂等を発生させる者・運搬する事業を行う者	
土地の埋立て等の許可【5(1)】		3,000 m ² 以上	○	-	-	-	
命令	埋立基準に適合しない土地の埋立て等【4(2)】	-	○	○	-	-	・公表及び罰則あり
	無許可の土地の埋立て等や許可に違反する土地の埋立て【5(6)】	3,000 m ² 以上	○ (※1)	○	-	-	
災害発生防止措置を求める勧告【5(8)】		500 m ² 以上又は高さ1 m以上の崖（勾配が30度を超える部分）を生じる土地の埋立て等	○	○	△ (※2)	-	・災害発生のおそれがある場合 ・勧告に従わない場合は公表あり
報告の徴収及び立入検査【7】		条例の施行に当たり必要限度において（※3）	○	○	○	○	・従わない場合は罰則あり

※1 条例違反の有無に関わらず、生活環境の保全又は災害防止のために緊急の必要がある場合は、土砂の除去等を命じることができることとします。

※2 土地所有者等が不適正な埋立て等が行われていることを知りながら、必要となる是正措置を講じていない場合は、勧告の対象とします。

※3 無許可や許可基準に適合しない行為のほか、これらの行為が疑われる場合や災害発生のおそれがある場合等が該当します。

京都市は「SDGs先進度調査」で815市区中、全国1位！

K Y  T 

京都市はSDGsの達成に向け、「住み続けられるまちづくり」を推進しています。



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。

